第五十二条の八十三第三項	他の法律	資金決済に関する法律以外の法律

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第二条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の二十二」を「第一条の二十三」に改める。

第一条の二各号及び第一条の三の二各号中「すべて」を「全て」に改める。

第一条の四中「第二条の二第四項第二号イ」を「第二条の三第四項第二号イ」に改め、同条第一号中「全ての要件」を「要件の全て」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1)　当該株券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。以下同じ。）に表示される場合（内閣府令で定める場合を除く。第一条の五の二第二項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)、第一条の七の四第一号ハ(1)、第一条の八の二第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)並びに第十五条の十の六第一号において同じ。）　当該財産的価値を適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　当該株券等を取得した者が当該株券等を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は組織再編成発行手続（法第二条の三第二項に規定する組織再編成発行手続をいう。第一条の七の三第七号及び第二条の四の二第一号において同じ。）が行われること。

第一条の四第二号及び第三号中「全ての要件」を「要件の全て」に改める。

第一条の五の二第二項第一号中「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1)　当該株券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合　当該財産的価値を特定投資家等（法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する特定投資家等をいう。以下同じ。）以外の者に移転することができないようにする技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられていること。

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　当該株券等の発行者と当該株券等の取得勧誘に応じて当該株券等を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該株券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

第一条の五の二第二項第二号中「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1)　当該新株予約権証券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合　当該財産的価値を特定投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられていること。

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）の発行者と当該新株予約権証券等の取得勧誘に応じて当該新株予約権証券等を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該新株予約権証券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

第一条の七中「全ての要件」を「要件の全て」に改める。

第一条の七の三第五号中「第二条の二第三項」を「第二条の三第三項」に、「第二条の二第五項第二号イ」を「第二条の三第五項第二号イ」に改め、同条第七号中「第二条の二第四項第二号イ」を「第二条の三第四項第二号イ」に改める。

第一条の七の四中「第二条の二第五項第二号イ」を「第二条の三第五項第二号イ」に改め、同条第一号中「全ての要件」を「要件の全て」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1)　当該株券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合　当該財産的価値を適格機関投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　当該株券等を取得した者が当該株券等を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、売付け勧誘等又は組織再編成交付手続が行われること。

第一条の七の四第二号及び第三号中「全ての要件」を「要件の全て」に改める。

第一条の八の二第一号中「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1)　当該株券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合　当該財産的価値を特定投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられていること。

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　当該株券等の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該株券等の買付けを行おうとする者（以下この号において「買付者」という。）との間において、当該買付者が買い付けた当該株券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

第一条の八の二第二号中「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1)　当該新株予約権証券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合　当該財産的価値を特定投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられていること。

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該新株予約権証券等の買付けを行おうとする者（以下この号において「買付者」という。）との間において、当該買付者が買い付けた当該新株予約権証券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

第一条の八の四中「全ての要件」を「要件の全て」に改める。